

○京都市大学のまち交流センター条例

平成12年4月13日

条例第1号

改正 平成12年7月28日条例第19号

平成16年3月31日条例第66号

平成17年12月26日条例第51号

平成21年3月26日条例第47号

平成24年11月9日条例第15号

平成26年3月25日条例第115号

平成27年1月8日条例第38号

京都市大学のまち交流センター条例

(設置)

第1条 大学(学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。)における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動(以下「交流活動」という。)その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市大学のまち交流センター

位置 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

(事業)

第2条 京都市大学のまち交流センター(以下「センター」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 講義、演習、会議等のための施設の提供
- (2) 大学に関する情報の収集及び提供
- (3) 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時30分まで

休所日 月曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる施設(駐車場を除く。)を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(講習室の使用期間の特例)

第6条 指定管理者は、次に掲げるものの講習室の使用期間を、1年以上5年以内とすることができる。

- (1) 大学院に在学する者又は社会人の教育を実施しようとする大学で、市長が適当と認めるもの
- (2) 交流活動を行うもので、市長が適当と認めるもの

2 前項の期間は、更新することができる。

(使用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)及び駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料(駐車場の使用料を除く。)は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 講習室を1年以上5年以内の間使用する場合の使用料（以下「年間使用料」という。）は、前項の規定にかかわらず、使用に係る年度の初日（年度の中途において使用を開始する場合にあっては、その使用を開始する日）から起算して1月以内に当該年度分を納入しなければならない。

4 講習室を使用するもの（前項の規定により年間使用料を納入しなければならないものに限る。次項において同じ。）は、電気又は水道を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。

5 講習室を使用するものは、電話回線を使用したときは、その料金に相当する額を納入しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第11条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

（地位の譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（原状回復）

第13条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して、指定管理者の検査を受けなければならない。

（委任）

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成12年6月30日規則第28号で平成12年9月8日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成12年7月28日条例第19号)

この条例は、平成12年7月29日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他講習室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成17年12月26日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第10条第1項	第11条第1項

附 則（平成21年3月26日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月9日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第115号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用の許可の申請その他第5演習室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分		使用料	
		大学等が 交流活動 に使用す る場合	その他の 場合
第1講義室及び第2講義室	1講時、2講時、3講時、4講 時又は5講時	円 3,600	円 10,080
	6講時又は7講時	5,340	14,910

			0
第3講義室	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	2,460	6,890
	6講時又は7講時	3,650	10,180
第4講義室	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	1,490	4,110
	6講時又は7講時	2,260	6,270
第1演習室, 第2演習室, 第3演習室, 第4演習室及び第5演習室	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	560	1,540
	6講時又は7講時	820	2,260
第1会議室	午前	3,850	10,800
	午後	5,140	14,400
	夜間	6,730	18,820
第2会議室及び第3会議室	午前	2,260	6,270
	午後	2,980	8,330
	夜間	3,960	11,000
ホール	午前	4,470	12,440
	午後	5,960	16,660
	夜間	7,860	22,010
和室	午前	1,180	3,290
	午後	1,590	4,420

	夜間	2,100	5,860
第1講習室	1年	2,550,850	
	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	920	2,570
	6講時又は7講時	1,380	3,800
第2講習室, 第3講習室及び第4講習室	1年	2,232,000	
	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	820	2,260
	6講時又は7講時	1,230	3,390
第5講習室, 第6講習室, 第7講習室及び第8講習室	1年	1,913,140	
	1講時, 2講時, 3講時, 4講時又は5講時	720	1,950
	6講時又は7講時	1,080	2,980
駐車場(30分までごと)		300	
付属設備		別に定める。	

備考

- 1 「大学等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 公益財団法人大学コンソーシアム京都
 - (2) (1)に掲げる者の会員である大学又は本市の区域内に主たる事務所を有する大学で、別に定めるもの
- 2 「1講時」とは午前9時から午前10時30分までを、「2講時」とは午前10時50分から午後0時20分までを、「3講時」とは午後0時40分から午後2時10分までを、「4講時」とは午後2時30分から午後4時までを、「5講時」とは午後4時20分から午後5時50分までを、「6講時」とは午後6時10分から午後7時40分までを、「7講時」とは午後8時から午後9時30分までを、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。
- 3 この表に掲げる使用時間の区分を超えて施設(駐車場及び付属設備を除く。)を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使

用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

- 4 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。
- 5 講習室の使用期間の初日又は末日が年度の中途である場合におけるその年度に係る年間使用料は、使用期間の初日の属する月から使用期間の末日の属する月までの月割りによって計算して得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。